

## IEEJ パートナー資格認定規程

### ( 総 則 )

第1条 本規程は、「会員の知識・経験流通サービス」の推進体のひとつである IEEJ パートナーとして認定するにあたって満たすべき資格要件について定める。

### ( 資 格 )

第2条 下記の要件をすべて満たす団体を IEEJ パートナーとして認定する。

- (1)業務推進能力があること
- (2)財務状況が良好であること
- (3)個人情報管理能力があること
- (4)学会の目的および事業活動を良く理解しており、かつ取り扱いを希望する専門分野について熟知していること
- (5)定期的に活動実績報告と活動実績に応じた管理費の支払いを電気学会に対し行うこと

### ( 申 請 )

第3条 申請は電気学会が指定する申請書の提出により行う。但し、審査にあたり補足資料となるものがある場合は、添付書類として提出する。

2. 申請は随時行うことができるものとする。
3. 申請書の提出先は総務課とする。

### ( 審査および認定 )

第4条 審査は、申請者が、申請書を用いてプレゼンテーションを行い、IEEJ プロフェSSIONAL運営委員会がこれを審議することにより行う。

第5条 IEEJ プロフェSSIONAL運営委員会は、審議結果を総務会議および理事会に上程し、理事会にて認定する。

### ( 電気学会との契約 )

第6条 IEEJ パートナーは電気学会とパートナー契約を締結する。

2. IEEJ パートナーは、電気学会に毎年1口以上の事業維持員費を支払うこととする。
3. パートナー契約期間は原則2年間とする。

### ( 資格の取り消しと契約解除 )

第7条 第2条に定める資格要件を満たさなくなった場合は、IEEJ パートナーの認定を取り消し、契約を解除する。

- 2 公序良俗に反する内容の行為があった場合も前項と同様とする。

### ( 付則 )

1. 平成17年4月21日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成17年4月25日より実施する。